

六島分校におけるインターネット利用に関する校内規定

平成 11 年 4 月 5 日

(本規定のねらい)

- 1.この規定は、小値賀町立小値賀中学校六島分校(以下「本校」という)におけるインターネットの利用に関し必要な項目を定めるものとする。
本校はインターネットの利用に際し、以下に定める規定に基づき、運用するものとする。

(インターネット利用の基本)

- 2.本校においてインターネットを利用するに当たっては、生徒および関係者の個人情報の保護に努めるとともに、生徒の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。

(インターネットの主な利用形態)

- 3.インターネットの主な利用形態は、つぎの各項に定めるものとする。

(1) 情報の発信

特別活動や各教科での学習事項のまとめ等を、学校のホームページで発信する。

(2) 情報の受信

学校のホームページに対する意見等を広く一般から受信する。

(3) 情報検索および収集

ホームページ、電子メールを使用して学習に関連する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り回答を得たりする。

(4) 教材作成

ホームページ、電子メールを使用して授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材づくりに活用する。

(5) 国内および国際交流

ホームページ、電子メールを使用して、学校と交流のある国内の学校や海外の都市・学校等との通信を行う。

(個人情報の発信とその範囲)

- 4.インターネットを利用して生徒の個人情報を発信する場合は、本人の同意を前提としながら、教師の指導のもとに発信するものとする。

- 5.インターネットで発信する生徒の個人情報の範囲は、つぎの各項に定めるところによる。

(1) 氏名

原則としてフルネームは使わない。ただし、教育上必要がある場合には、フルネームを使うことも可とする。

(2) 意見・主張等

生徒の意見、考え、主張等については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。

(3) 写真

生徒の写真を使う場合は、集合写真とするなど個人が特定できないよう配慮する。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、教育上の必要に応じて、個人写真を使うことができる。

- (4) 住所、電話番号、生年月日、その他の個人情報は発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢等をふくむ自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生

年月日は発信しないものとする。

(教師による指導の徹底)

6. インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権、知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、生徒の情報モラルの涵養を図るものとする。
7. 生徒がホームページで発信するデータや情報は、教師の確認を経て外部に発信するシステムを構築する。

(セキュリティ)

8. インターネットを利用するに当たっては、個人情報およびデータ等の保護に努めるものとし、セキュリティについて以下の事を徹底する。
 - (1) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティー機能を利用して教育上有害な情報にアクセスできないよう努める。
 - (2) 校内LANに接続する場合には、外部接続のパソコンと校内LANとの間に、ネットワークに接続されたLAN内のセキュリティーを保つためのソフトウェア等を設け、校内LANへ外部からの違法な侵入を防ぐこととする。
 - (3) 個人情報を含むデータは十分にセキュリティー面を考慮したサーバーに置くか、もしくはフロッピーディスク等のリムーバブルな媒体に保存して管理し、外部のネットワークから閲覧できないようにする。
 - (4) ウイルス(コンピュータシステムに何らかの被害を及ぼす目的で作られたプログラム) の被害を予防するため、最新のワクチン(ウイルスを発見し駆除するために作られたソフトウェア) によるウイルス検査を定期的実施する。

(取り扱い責任者)

9. 本校の定めるサーバー内にある、学校のホームページに掲載された情報について学校長は責任を負う。
 - (1) 学校長はインターネットの利用の適正を図るため、別にインターネット取り扱い責任者をおくものとする。
 - (2) 取り扱い責任者は本校教職員の意見を採り入れながら、学校のホームページを作成する。
 - (3) 取り扱い責任者は、インターネットの接続に必要な環境の設定に務める。

(リンク)

10. 本校のホームページに対する他からのリンクは、教育目的のものについては原則自由とする。また、著作権表示を明確にし、ページの複製等については、本校校長の同意の上認める旨をホームページ上に明記する。
11. 本校のホームページから他のページへのリンクは、教育的効果を十分配慮し、設定するものとする。有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

(インターネット利用規定の見直し)

12. 学校教育におけるインターネット利用の進展に伴い、この校内規定に示した事項の見直しの必要が生じたときは、校内において十分な検討を経て、基準の見直しを行うものとする。

(ホームページ上での規定の明記)

13. 本規定を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。